

改正案	現行
整理番号 No.2-003 平成 12 年 9 月 1 日制定（空機第 1026 号） 平成 21 年 2 月 5 日一部改正（国空機第 744 号） 平成 21 年 5 月 13 日一部改正（国空機第 114 号） 平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空機第 282 号） 令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号） 令和 5 年 2 月 28 日一部改正（国空安政第 2845 号） 令和 6 年 3 月 29 日一部改正（国空安政第 2971 号） 令和 年 月 日一部改正（国空安政第 号） サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 件名：航空法第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の認定事業場が行う検査等に係る飛行の航空法第 11 条第 1 項ただし書の包括許可について	整理番号 No.2-003 平成 12 年 9 月 1 日制定（空機第 1026 号） 平成 21 年 2 月 5 日一部改正（国空機第 744 号） 平成 21 年 5 月 13 日一部改正（国空機第 114 号） 平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空機第 282 号） 令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号） 令和 5 年 2 月 28 日一部改正（国空安政第 2845 号） 令和 6 年 3 月 29 日一部改正（国空安政第 2971 号） サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 件名：航空法第20条第1項第3号の認定事業場が行う検査等に係る飛行の航空法第11 条第1 項ただし書の許可について
1. 目的 本サーキュラーは、航空法（以下「法」という。）第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の認定事業場（以下「航空機製造検査及び整備検査認定事業場」という。）が、認定業務である整備及び検査において、初めて耐空証明を受けようとする航空機及び耐空証明の有効期間の終了した航空機について飛行検査等を実施する際の法第 11 条第 1 項ただし書の包括許可の取得について規定するものである。	1. 目的 本サーキュラーは、航空法（以下「法」という。）第 20 条第 1 項第 3 号の認定事業場（以下「航空機整備検査認定事業場」という。）が、認定業務である整備及び検査において、耐空証明の有効期間の終了した航空機について飛行検査等を実施する際の法第 11 条第 1 項ただし書の許可の取得について規定するものである。

2. 許可の概要 法第 11 条第 1 項ただし書の許可は、本来航空機ごとに飛行経路、目的、日時等を定めてなされるものであるが、航空機製造検査及び整備検査認定事業場がその認定業務において、初めて耐空証明を受けようとする航空機（ただし、型式設計変更承認、追加型式設計承認（設計の変更を含む）又は修理改造設計承認（設計の変更を含む）を受ける前の形態がある航空機及び修理改造検査に合格する前の形態がある航空機を除く）及び耐空証明の有効期間が終了した航空機について実施する飛行検査に係る飛行については、所要の整備、検査等を実施することを前提に、個々の航空機ごとではなく包括的な許可を取得することができることとする。 航空機製造検査及び整備検査認定事業場については、認可を受けた業務規程に認定業務に係る航空機の型式、飛行検査の方法、当該飛行検査に携わる人員等が規定されており、また、その飛行の目的についても明らかなことから当該許可に係る手続きを取りまとめて当該許可の範囲を包括的なものとする。 なお、ここで規定する包括的な許可を取得するためには、当該認定事業場の業務規程に、申請等に係る以下の必要事項が規定されている必要がある。	2. 許可の概要 法第 11 条第 1 項ただし書の許可は、本来航空機ごとに飛行経路、目的、日時等を定めてなされるものであるが、航空機整備検査認定事業場がその認定業務において耐空証明の有効期間が終了した航空機について実施する飛行検査に係る飛行については、所要の整備、検査等を実施することを前提に、個々の航空機ごとではなく包括的な許可を取得することができることとする。 航空機整備検査認定事業場については、認可を受けた業務規程に認定業務に係る航空機の型式、飛行検査の方法、当該飛行検査に携わる人員等が規定されており、また、その飛行の目的についても明らかなことから当該許可に係る手続きを取りまとめて当該許可の範囲を包括的なものとする。 なお、ここで規定する包括的な許可を取得するためには、当該認定事業場の業務規程に、申請等に係る以下の必要事項が規定されている必要がある。
3. 申請 法第 11 条第 1 項ただし書の包括許可の申請は、航空法施行規則第 16 条の 14 に従い、サーキュラーNo.1-005「試験飛行等の許可について」に準拠するとともに、以下に掲げる事項を参考として行うこと。 (1)～(3) （略）	3. 申請 法第 11 条第 1 項ただし書の包括許可の申請は、航空法施行規則第 16 条の 14 に従い、サーキュラーNo.1-005「試験飛行等の許可について」に準拠するとともに、以下に掲げる事項を参考として行うこと。 (1)～(3) （略）

(4) 飛行計画の概要は業務規程の関連する項目を引用してもよいが、以下に掲げる事項が示されること。 ①飛行の目的は、認定業務に係る「製造後の検査のための飛行」又は「整備又は検査のための飛行」とする旨示すこと。 ②～③（略） (5)（略） (6) 同乗者の氏名は業務規程の関連する項目を引用してもよい。同乗の目的は認定業務に係る「製造後の検査のため」又は「整備又は検査のため」とする旨示すこと。 (7)（略）	(4) 飛行計画の概要は業務規程の関連する項目を引用してもよいが、以下に掲げる事項が示されること。 ①飛行の目的は、認定業務に係る整備又は検査のための飛行とする旨示すこと。 ②～③（略） (5)（略） (6) 同乗者の氏名は業務規程の関連する項目を引用してもよい。同乗の目的は認定業務に係る整備又は検査のためとする旨示すこと。 (7)（略）
4. 審査及び許可 申請に係る審査においては、必要な場合、申請者である認定事業場の業務規程の関連する項目も参考とする。 許可手続き及び条件については、サーキュラーNo.1-005 に準拠するが、許可の対象が航空機製造検査及び整備検査認定事業場の認定業務に係る飛行に限定されることから、これ以外に必要な措置をとる場合がある。 なお、許可の期間は認定事業場の認定が有効である期間とする。ただし、許可の期間中であっても、当該認定事業場の業務の停止等により、許可を取り消す場合がある。 許可書に係る事項はサーキュラーNo.1-005 に準拠するものとする。	4. 審査及び許可 申請に係る審査においては、必要な場合、申請者である認定事業場の業務規程の関連する項目も参考とする。 許可手続き及び条件については、サーキュラーNo.1-005 に準拠するが、許可の対象が航空機整備検査認定事業場の認定業務に係る飛行に限定されることから、これ以外に必要な措置をとる場合がある。 なお、許可の期間は1年以内とし、当該認定事業場の認定の終了する日を超えないこととする。ただし、許可の期間中であっても、当該認定事業場の業務の停止等により、許可を取り消す場合がある。 許可書に係る事項はサーキュラーNo.1-005 に準拠するものとする。
(中略)	(中略)
附則（令和 年 月 日）	

1. 本サーキュラーは、令和 年 月 日から適用する。	
本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。 国土交通省 航空局安全部安全政策課航空機検査官 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話番号 03-5253-8737	本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。 国土交通省 航空局安全部安全政策課航空機検査官 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話番号 03-5253-8737